

時価情報

◎有価証券関係

1. 売買目的有価証券
該当事項ありません。

2. 満期保有目的の債券

[単位：百万円]

種類	平成23年9月期			平成24年9月期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—
	地方債	5,382	5,527	144	3,322	3,405
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	3,007	3,045	37	1,865	1,878
	その他	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	—
	その他の有価証券	—	—	—	—	—
	小計	8,389	8,572	182	5,188	5,283
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—
	その他	1,000	987	△12	—	—
	外国債券	1,000	987	△12	—	—
	その他の有価証券	—	—	—	—	—
小計	1,000	987	△12	—	—	
合計	9,389	9,560	170	5,188	5,283	94

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当事項ありません。

[注] 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
[単位：百万円]

	平成23年9月期	平成24年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	1,329	1,329
関連法人等株式	—	—
合計	1,329	1,329

4. その他有価証券

[単位：百万円]

種類	平成23年9月期			平成24年9月期		
	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,852	3,874	1,977	2,432	1,148
	債券	421,599	416,065	5,533	468,682	461,390
	国債	306,925	302,762	4,163	307,131	302,489
	地方債	88,417	87,238	1,178	113,482	111,261
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	26,256	26,064	192	48,067	47,639
	その他	13,696	13,379	317	17,807	17,285
	外国債券	13,696	13,379	317	14,741	14,388
	その他の有価証券	—	—	—	3,065	2,897
	小計	441,148	433,319	7,828	488,922	479,824
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,636	12,524	△2,887	11,003	13,699
	債券	45,866	45,868	△2	75,502	75,515
	国債	45,367	45,368	△1	65,017	65,020
	地方債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	499	500	△0	10,485	10,495
	その他	4,753	5,164	△410	2,917	3,175
	外国債券	—	—	—	—	—
	その他の有価証券	4,753	5,164	△410	2,917	3,175
	小計	60,257	63,557	△3,300	89,423	92,391
合計	501,405	496,877	4,528	578,345	572,216	6,129

[注] 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券 [単位：百万円]

	平成23年9月期	平成24年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,445	1,446
その他	205	194
合計	1,650	1,640

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

中間期における減損処理額は、平成23年9月期99百万円(うち、株式99百万円、その他の有価証券 該当なし)、平成24年9月期91百万円(うち、株式91百万円、その他の有価証券 該当なし)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したこと」としております。

◎金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項ありません。

◎デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引

[単位：百万円]

種類	平成23年9月30日				平成24年9月30日			
	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
為替予約								
店頭 売建	3,683	—	160	160	3,470	—	45	45
買建	1,470	—	△28	△28	258	—	△2	△2
合計	—	—	131	131	—	—	42	42

[注] 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

3. 金融商品取引所取引につきましては、該当事項ありません。

(3) 株式関連取引

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引

該当事項ありません。

(5) 商品関連取引

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当事項ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引

[単位：百万円]

ヘッジ会計の方法	種類	平成23年9月30日				平成24年9月30日			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	為替予約	外貨預金	7,301	—	0	外貨預金	3,125	—	△29
合計			—	—	0		—	—	△29

[注] 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、該当事項ありません。

(3) 株式関連取引

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引

該当事項ありません。